



福岡医発第2443号(総)

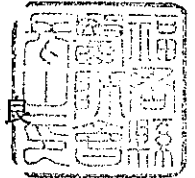
平成23年3月8日

小郡三井医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一 良

(公印省略)



特定計量器の定期検査の実施について

標記について、別紙のとおり通知がありました。

医療機関で健康診断に使用する体重計及び調剤用のはかりは、計量法第19条により、福岡県計量検定所で実施されている定期検査（2年に1回）を受検しなければなりません。

つきましては、是非ともご協力いただきますよう貴職の特段のご高配方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

「公印省略」

22 福計協第75号

平成23年 3月1日

社団法人 福岡県医師会会長 殿

指定定期検査機関

社団法人 福岡県計量協会

会長 石蔵 利治

平成23年 特定計量器定期検査の実施について（通知）

計量法第19条第1項の規定に基づき特定計量器定期検査の実施について同法第21条第2項の規定により公示されました。

このことについて福岡県計量検定所長より、通知依頼（平成23年3月1日、22計第3546号）がありましたので、別添の告示を送付します。

つきましては、健康診断に使用される体重計及び調剤用のはかりが本検査の対象となりますので必ず受検されますよう貴会会員の方々へのご指導方よろしくお願いいたします。

連絡先

〒811-2302

糟屋郡粕屋町大字大隈188-2

指定定期検査機関

社団法人 福岡県計量協会

事務局 大和

TEL/FAX 092-939-2945

E-mail fukukeikyo@ceres.ocn.ne.jp



福岡県公報

平成23年 2月25日
第 3 2 2 3 号

目 次

告 示 (第337号—第367号)

○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	1
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	3
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	4
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	5
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	7
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	11
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	11
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	12
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(保護・援護課)	12
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	13
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	13

○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	14
○救急病院の認定	(医療指導課)	14
○保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	15
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	15
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	15
○土地改良区の換地計画の適否決定	(農村整備課)	15
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	16
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	16
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	16
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	17
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	18
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	18
○道路の区域の変更	(道路維持課)	19
○道路の供用の開始	(道路維持課)	19
内水面漁場管理委員会		
○水産動物の採捕禁止区域及び期間	(水産振興課)	19
○水産動植物の採捕禁止区域及び期間	(水産振興課)	20
雑 報		
○福岡前原道路事業の工事完了の公告	(高速道路対策室)	20

告 示

福岡県告示第337号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成23年 2月25日

福岡県知事 麻 生 渡

定期発行日 毎週月水金曜日

(発行) 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3030)
(作成) 〒812-0041 福岡市博多区吉塚 8 丁目 2 番 15 号 株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)

南原(c)	京都郡苅田町大字南原（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面14に記載する表のとおり
集(e)	京都郡苅田町大字南原及び集（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面15に記載する表のとおり
集(b)	京都郡苅田町大字南原及び集（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面16に記載する表のとおり
集(d)	京都郡苅田町大字集（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面17に記載する表のとおり
山口(a)	京都郡苅田町大字山口（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面18に記載する表のとおり
山口(b)	京都郡苅田町大字山口（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面19に記載する表のとおり
神後(a)	京都郡苅田町大字谷（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面20に記載する表のとおり
谷(c)	京都郡苅田町大字谷（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面21に記載する表のとおり
谷(d)	京都郡苅田町大字谷（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面22に記載する表のとおり
谷(e)	京都郡苅田町大字谷（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面23に記載する表のとおり
谷A	京都郡苅田町大字谷（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面24に記載する表のとおり

法正寺(c)	京都郡苅田町大字法正寺（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面25に記載する表のとおり
法正寺(b)	京都郡苅田町大字法正寺（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面26に記載する表のとおり
法正寺(d)	京都郡苅田町大字法正寺（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面27に記載する表のとおり
谷(f)	京都郡苅田町大字法正寺（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面28に記載する表のとおり
法正寺	京都郡苅田町大字法正寺（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面29に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から29までは、省略し、その図面を福岡県県土整備部砂防課、福岡県京築県土整備事務所及び苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第339号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成23年2月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非	23年4月11日	10:00～12:00 13:00～15:00	新 宮 町 役 場	新 宮 町

自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査

23年4月12日	10:00～12:00 13:00～15:00	新宮町役場	新宮町
23年4月13日	10:00～12:00 13:00～15:00	宇美町消防会館	宇美町
23年4月14日	10:00～12:00 13:00～15:00	古賀東区公民館	古賀市
23年4月15日	10:00～12:00 13:00～15:00	古賀東区公民館	古賀市
23年4月18日	10:00～12:00 13:00～15:00	須恵町カルチャーセンター	須恵町
23年4月19日	10:00～12:00 13:00～15:00	古賀東区公民館	古賀市
23年4月20日	10:00～12:00 13:00～15:00	久山町役場	久山町
23年4月21日	10:00～12:00 13:00～15:00	篠栗町中町公民館	篠栗町
23年4月25日	10:00～12:00 13:00～15:00	志免町東地区社会体育館	志免町
23年4月26日	10:00～12:00 13:00～15:00	志免町西地区社会体育館	志免町
23年4月27日	10:00～12:00 13:00～15:00	粕屋町役場	粕屋町
23年4月28日	10:00～12:00 13:00～15:00	粕屋町役場	粕屋町
23年4月29日から 23年6月28日まで	左欄の間に行う検査については、糟屋郡内各町、古賀市と協議の上、指示する。		糟屋郡古賀市

イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査

23年4月29日から
23年6月28日まで

左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。

糟屋郡古賀市

ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査

23年4月29日から
23年6月28日まで

左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。

糟屋郡古賀市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	23年4月29日から 23年7月28日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	糟屋郡古賀市

福岡県告示340号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成23年2月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	23年5月9日	10:00～12:00 13:00～15:00	J A 筑前あさくら 宝珠山営農センター	東峰村
	23年5月10日	10:30～12:00 13:00～15:00	小石原公民館	東峰村
	23年5月11日	10:00～12:00 13:00～15:00	めくばーる	筑前町
	23年5月12日	10:00～12:00 13:00～15:00	筑前町役場	筑前町
	23年5月13日	10:00～12:00 13:00～15:00	筑前町役場	筑前町
	23年5月16日	10:00～12:00 13:00～15:00	ファームステーション パサロ	朝倉市
	23年5月17日	10:00～12:00	久喜宮コミュニティ	朝倉市
	23年5月17日	13:00～15:00	J A 筑前あさくら 志波支店	朝倉市
	23年5月18日	10:00～12:00 13:00～15:00	J A 筑前あさくら 杷木支店	朝倉市
	23年5月19日	10:30～12:00 13:00～15:00	J A 筑前あさくら 高木支店	朝倉市
	23年5月20日	10:00～12:00 13:00～15:00	朝倉体育センター	朝倉市
	23年5月23日	10:00～12:00 13:00～15:00	秋月BATABATA 市場	朝倉市
	23年5月24日	10:00～12:00 13:00～15:00	朝倉市役所	朝倉市
	23年5月25日	10:00～12:00 13:00～15:00	朝倉市役所	朝倉市

	23年5月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	朝倉市
	23年5月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	朝倉市
	23年5月30日	10:00~12:00 13:00~15:00	小郡市体育館 柔剣道場	小郡市
	23年5月31日	10:00~12:00 13:00~15:00	小郡市体育館 柔剣道場	小郡市
	23年6月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	大刀洗町役場	大刀洗町
	23年6月2日から 23年8月1日まで	左欄の間に行う検査については、朝倉郡内各町村、三井郡内各町、朝倉市及び小郡市と協議の上、指示する。		朝倉郡 三井郡 朝倉市 小郡市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	23年6月2日から 23年8月1日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		朝倉郡 三井郡 朝倉市 小郡市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	23年6月2日から 23年8月1日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		朝倉郡 三井郡 朝倉市 小郡市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
------	-------	------	------	------

特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	23年6月2日から 23年9月1日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	朝倉郡 三井郡 朝倉市 小郡市
--	------------------------	---------------------------------------	--------------------------

福岡県告示341号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成23年2月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	23年6月2日	10:00～12:00	小波瀬コミュニティセンター	荻田町
	23年6月2日	13:00～15:00	三原文化会館	荻田町
	23年6月3日	10:00～12:00 13:00～15:00	三原文化会館	荻田町
	23年6月6日	10:30～12:00	伊良原コミュニティセンター	みやこ町
	23年6月6日	13:30～15:00	みやこ町犀川体育館	みやこ町
	23年6月7日	10:00～12:00 13:00～15:00	みやこ町犀川体育館	みやこ町
	23年6月8日	10:00～12:00 13:00～15:00	みやこ町豊津支所	みやこ町

23年6月9日	10:00～12:00 13:00～15:00	みやこ町勝山体育館	みやこ町
23年6月10日	10:00～12:00	行橋市仲津公民館	行橋市
23年6月10日	13:00～15:00	行橋市今川公民館	行橋市
23年6月13日	10:00～12:00	行橋市延永公民館	行橋市
23年6月13日	13:00～15:00	行橋市民会館	行橋市
23年6月15日	10:00～12:00 13:00～15:00	行橋市民会館	行橋市
21年6月16日	10:00～12:00 13:00～15:00	行橋市民会館	行橋市
23年6月17日から 23年8月16日まで	左欄の間に行う検査については、京都郡内各町及び行橋市と協議の上、指示する。		京都郡 行橋市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	23年6月17日から 23年8月16日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	京都郡 行橋市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数2,000を超えるものの検査	23年6月17日から 23年8月16日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	京都郡 行橋市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
------	-------	------	------	------

特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	23年6月17日から 23年9月16日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	京 都 郡 行 橋 市
--	--------------------------	---------------------------------------	----------------

福岡県告示第342号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成23年2月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	23年6月17日	10:00～12:00 13:00～15:00	歓遊舎ひこさん	添 田 町
	23年6月20日	10:00～12:00 13:00～15:00	歓遊舎ひこさん	添 田 町
	23年6月21日	10:00～12:00 13:00～15:00	添 田 町 役 場	添 田 町
	23年6月22日	10:00～12:00 13:00～15:00	赤村住民センター	赤 村
	23年6月23日	10:00～12:00 13:00～15:00	赤村住民センター	赤 村
	23年6月27日	10:00～12:00 13:00～15:00	川崎町農産物直売所 「D e ・ 愛」	川 崎 町
	23年6月28日	10:00～12:00 13:00～15:00	川 崎 町 民 会 館	川 崎 町

23年6月29日	10:00～12:00 13:00～15:00	香 春 町 勤 労 者 研 修 セ ン タ ー	香 春 町
23年6月30日	10:00～12:00 13:00～15:00	香 春 町 勤 労 者 研 修 セ ン タ ー	香 春 町
23年7月1日	10:00～12:00 13:00～15:00	大 任 町 役 場	大 任 町
23年7月4日	10:00～12:00 13:00～15:00	糸 田 町 役 場	糸 田 町
23年7月5日	10:00～12:00 13:00～15:00	福智町中央公民館	福 智 町
23年7月6日	10:00～12:00 13:00～15:00	福智町中央公民館 方 城 分 館	福 智 町
23年7月7日	10:00～12:00 13:00～15:00	福智町中央公民館 金 田 分 館	福 智 町
23年7月8日	10:00～12:00 13:00～15:00	福智町中央公民館	福 智 町
23年7月11日	10:00から12:00 13:00から15:00	田 川 市 教 育 庁 舎	田 川 市
23年7月12日	10:00から12:00 13:00から15:00	田 川 市 教 育 庁 舎	田 川 市
23年7月13日	10:00から12:00 13:00から15:00	田 川 市 教 育 庁 舎	田 川 市
23年7月14日	10:00から12:00 13:00から15:00	田 川 市 教 育 庁 舎	田 川 市
23年7月15日から 23年9月14日まで	左欄の間に行う検査については、田川郡内各町村及び田川市と協議の上、指示する。		田 川 郡 田 川 市

イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	23年7月15日から23年9月14日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	田 川 郡 田 川 市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	23年7月15日から23年9月14日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	田 川 郡 田 川 市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	23年7月15日から23年10月14日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	田 川 郡 田 川 市

福岡県告示第343号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年2月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市大字向佐野字迎田43番1、43番4、44番1、45番、49番3、50番2及び51

番8

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

太宰府市水城4丁目10-13

長谷川 善之

福岡県告示第344号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年2月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成23年2月7日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 西鉄ストア朝倉街道店

(2) 所在地 福岡県筑紫野市針摺中央二丁目16番14号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社西鉄ストア 代表取締役 室園 正雄 福岡県福岡市中央区大名一丁目4番1号	株式会社西鉄ストア 代表取締役 室園 正雄 福岡県福岡市中央区大名一丁目4番1号
株式会社千歳屋 代表取締役 武田 清則 福岡県筑紫野市二日市中央二丁目6番2号	株式会社千歳屋 代表取締役 武田 清則 福岡県筑紫野市二日市中央二丁目6番2号

平成23年度 特定計量器 定期検査 実施計画() 前期
糟屋郡(新宮町・宇美町・須恵町・志免町・久山町・篠栗町・粕屋町)古賀市

市町村名	月/日	時 間	検査場所	住所・Tel
新宮町	4/ 11(月)	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮町役場車庫前	緑ヶ浜1-1-1 092-962-0231(代表) 生活振興課 092-962-0238(直通)
	4/ 12(火)	10:00~12:00 13:00~15:00		
宇美町	4/ 13(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	宇美町消防会館	大字宇美5-12-13 (電話無し)
古賀市	4/ 14(木)	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	駅東1-2-8 (電話無し)
	4/ 15(金)	10:00~12:00 13:00~15:00		
	4/ 19(火)	10:00~12:00 13:00~15:00		
須恵町	4/ 18(月)	10:00~12:00 13:00~15:00	須恵町カルチャーセンター 大会議室	大字上須恵1167 (電話無し)
久山町	4/ 20(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	久山町役場 森林組合横駐車場	久原3632 092-976-1111
篠栗町	4/ 21(木)	10:00~12:00 13:00~15:00	篠栗町中町公民館	大字篠栗4922-1 092-947-1749
新宮町 (相島)	4/ 22(金)	10:00~12:00 13:00~15:00	相島漁協加工場	告示に掲載しない
志免町	4/ 25(月)	10:00~12:00 13:00~15:00	志免町東地区社会体育館	志免東1-1-3 (電話無し)
	4/ 26(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	志免町西地区社会体育館	大字別府506-1 092-935-4984
粕屋町	4/ 27(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	粕屋町役場北側車庫	駕与丁1-1-1 092-938-2311
	4/ 28(木)	10:00~12:00 13:00~15:00		
小 計	14日間			

平成23年度 特定計量器 定期検査 実施計画() 前期
朝倉郡(筑前町・東峰村)朝倉市

市町村名	月/日	時 間	検査場所	住所・TEL
東峰村	5/ 9(月)	10:00~12:00 13:00~15:00	JA筑前あさくら宝珠山営農センター	大字福井2296-1 0946-72-2223
	5/ 10(火)	10:30~12:00 13:00~15:00	小石原公民館	大字小石原946-1 0946-74-2311
筑前町	5/ 11(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	めくばーる	久光950 0946-22-2770
	5/ 12(木)	10:00~12:00 13:00~15:00	筑前町役場	篠隈373番地 0946-42-3111
	5/ 13(金)	10:00~12:00 13:00~15:00		
朝倉市	5/ 16(月)	10:00~12:00 13:00~15:00	ファームステーションバサロ	杷木久喜宮1663-1 0946-63-3888
	5/ 17(火)	10:00~12:00	久喜宮コミュニティ	杷木久喜宮917-1 0946-62-0018
		13:00~15:00	JA筑前あさくら志波支店	杷木志波1396-1 0946-62-0504
	5/ 18(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	JA筑前あさくら杷木支店	杷木池田790 0946-62-1023
	5/ 19(木)	10:30~12:00 13:00~15:00	JA筑前あさくら高木支店	黒川1537-1 0946-29-0211
	5/ 20(金)	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉体育センター	宮野2000-1 0946-52-3160
	5/ 23(月)	10:00~12:00 13:00~15:00	秋月BATABATA市場	長谷山327-1
	5/ 24(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	菩提寺412-2 0946-22-1111
	5/ 25(水)	10:00~12:00 13:00~15:00		
	5/ 26(木)	10:00~12:00 13:00~15:00		
	5/ 27(金)	10:00~12:00 13:00~15:00		
小 計	15日間			

平成23年度 特定計量器 定期検査 実施計画() 前期
三井郡(大刀洗町)小郡市

市町村名	月／日	時 間	検査場所	住所・TEL
小郡市	5／ 30(月)	10:00～12:00	小郡市体育館柔剣道場	大板井279-1 0942-73-5459
		13:00～15:00		
	5／ 31(火)	10:00～12:00		
		13:00～15:00		
大刀洗町	6／ 1(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	大刀洗町役場	大字富多819 0942-77-0101
小 計	3日間			

平成23年度 特定計量器 定期検査 実施計画() 前期
田川郡(赤村・添田町・大任町・川崎町・福智町・糸田町・香春町)田川市

市町村 名	月/日	時 間	検査場所	住所・Tel
添田町	6/ 17(金)	10:00~12:00 13:00~15:00	歓遊舎ひこさん	大字野田1131-1 0947-47-7039
	6/ 20(月)	10:00~12:00 13:00~15:00		
	6/ 21(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	添田町役場	大字添田2151 0947-82-1236
赤村	6/ 22(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	赤村住民センター	大字内田1188 0947-62-3000
	6/ 23(木)	10:00~12:00 13:00~15:00		
川崎町	6/ 27(月)	10:00~12:00 13:00~15:00	川崎町農産物直売所 「De・愛」	大字安真木5308 0947-72-8249
	6/ 28(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	川崎町民会館	大字田原789-2 0947-72-3000
香春町	6/ 29(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	香春町勤労者研修センター	大字高野987-1 0947-32-8406
	6/ 30(木)	10:00~12:00 13:00~15:00		
大任町	7/ 1(金)	10:00~12:00 13:00~15:00	大任町役場	大字大行事3067 0947-63-3000
糸田町	7/ 4(月)	10:00~12:00 13:00~15:00	糸田町役場職員駐車場	1975-1 0947-26-4025
福智町	7/ 5(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町中央公民館 (旧赤池町民会館)	赤池970-3 0947-28-4100
	7/ 6(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町中央公民館方城分 館(旧方城町中央公民館)	伊方4480番地 0947-22-4300
	7/ 7(木)	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町中央公民館金田分 館(旧金田町総合会館)	金田1153-1 0947-22-2200
	7/ 8(金)	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町中央公民館 (旧赤池町民会館)	赤池970-3 0947-28-4100
田川市	7/ 11(月)	10:00~12:00 13:00~15:00	田川市教育庁舎	千代町6-3 0947-44-2000
	7/ 12(火)	10:00~12:00 13:00~15:00		
	7/ 13(水)	10:00~12:00 13:00~15:00		
	7/ 14(木)	10:00~12:00 13:00~15:00		
小 計	19日間			

平成23年度 特定計量器 定期検査 実施計画() 前期
京都郡(苅田町・みやこ町)行橋市

市町村名	月/日	時 間	検査場所	住所・TEL
苅田町	6/ 2(木)	10:00～12:00	小波瀬コミュニティセンター	新津1-10-1 0930-23-1000
		13:00～15:00		
	6/ 3(金)	10:00～12:00	三原文化会館	富久町1-19-1
		13:00～15:00		093-434-1982
みやこ町	6/ 6(月)	10:30～12:00	伊良原コミュニティセンター	犀川下伊良原 0930-43-5111
		13:30～15:00		
	6/ 7(火)	10:00～12:00	みやこ町犀川体育館	犀川本庄641-1
		13:00～15:00		0930-42-0880
	6/ 8(水)	10:00～12:00	みやこ町豊津支所(別館)	豊津1118
		13:00～15:00		0930-33-3111
	6/ 9(木)	10:00～12:00	みやこ町勝山体育館	勝山上田976
		13:00～15:00		0930-32-4936
行橋市	6/ 10(金)	10:00～12:00	行橋市仲津公民館	道場寺1517-1
		13:00～15:00	行橋市今川公民館	寺畔41-2 0930-22-1001
	6/ 13(月)	10:00～12:00	行橋市延永公民館	上津熊76-1
		13:00～15:00		0930-24-7401
	6/ 15(水)	10:00～12:00	行橋市民会館	中央1-1-2
		13:00～15:00		0930-25-1125
	6/ 16(木)	10:00～12:00		
		13:00～15:00		
小 計	10日間			

指定定期検査機関

社団法人

福岡県 計量協会

県知事から指定定期検査機関
(平成18年2月3日付)の指定を
受けました。

県に代わり、当協会で定期検査を
実施いたします。

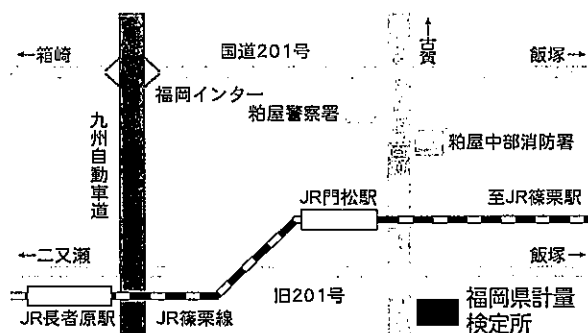


非自動はかり及びおもり、分銅

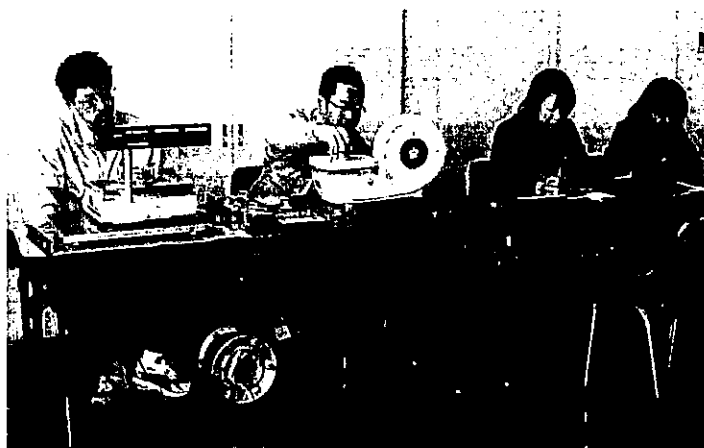


▶ 指定定期検査機関とは

県知事が行う計量器(はかり)の定期検査(2年に1回)を、
その指定する者に行わせる制度です。この検査業務は、
当協会の公益法人として主幹的業務と認められ、県の
行政改革の1つの柱として民間活力の活用により指定
されました。



〒811-2302 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2
TEL・FAX 092-939-2945



定期検査実施周期(市町村)

▼ 偶 数 年

直方市	糸島市	八女市
宗像市	福津市	筑後市
筑紫野市	宮若市	柳川市
太宰府市	豊前市	大川市
春日市	中間市	みやま市
大野城市	大牟田市	

鞍手郡	筑紫郡
小竹町	那珂川町
鞍手町	築上郡
八女郡	築上町
広川町	吉富町
	上毛町

▼ 奇 数 年

飯塚市	田川郡	糟屋郡	京都郡	朝倉郡	嘉穂郡
田川市	香春町	宇美町	菊田町	筑前町	桂川町
古賀市	添田町	篠栗町	みやこ町	東峰村	
嘉麻市	糸田町	志免町	遠賀郡	三井郡	
行橋市	川崎町	須恵町	芦屋町	大刀洗町	
小郡市	福智町	新宮町	水巻町	三井郡	
朝倉市	大任町	久山町	岡垣町	大木町	
うきは市	赤村	糟屋町	遠賀町		

検 査 員

定期検査は当協会会員計量士が行います。

新 正美	井上博司	今泉喜樹	押本 篤	押本恵一	片桐孝章
木山一茂	清原正英	黒田新市	末崎敬一	末崎 繁	高野正俊
田中長朝	谷川則隆	西川裕人	西竹啓介	廣田昌之	藤原力和
森永一弘	山下征一郎	吉本和彦	大和 功		

(H22.9.1 現在)

はかりの定期検査について

直売所責任者への注意事項

1. 適正な計量の実施を確保するために

食品の表示に対する世の中の目が厳しくなる中に、計量法でも適正な量目を確保するために次のような規制が定められています。

① 取引に使用されるはかりは、検定証印等が附されたはかりであることが必要です。

(計量法第16条)



② 取引に使用されるはかりは、2年1回の定期検査を受検することが必要です。

(計量法第19条)



③ 量目の表記量の誤差は、量目公差内であることが必要です。

(計量法第12条、13条)

計量法上、量目表記に対する責任は「計量し、販売する者」にあります。

従って、出荷者が個別に計量し個人名で販売すれば計量法上は出荷者の責任となりますが、一旦不正表示等の問題が報道されますと、直売所全体の信用に関わる問題となってしまいますので、直売所としても個々の出荷者の責任を自覚させると共に、定期検査の受検義務等についても十分に周知徹底をはかる必要があります。

2. 出荷者に対する「使用中はかりの定期検査受検義務」について説明

出荷される者に対しては、上記①～③について十分に説明を行い、家庭用はかり等の不適正なはかりの使用や受検漏れが発生しないよう十分に注意することをお願いします。

3. 「定期検査受検対象者」の把握のための市町村への連絡

定期検査を受検することが必要なはかり使用者把握のため、市町村は定期検査対象者を県（計量検定所）へ報告する義務があります。（計量法第22条）

従って、直売所においては、内容量を表記し販売するために出荷している者に対しては、定期検査受検対象者として市町村へ連絡されるようご協力をお願いします。

4. 出荷者の頻繁な入れ替わり（改善策案）

直売書の出荷者は、高齢者が多く、その入れ替わりが頻繁であるため2年に1回ごとの定期検査対象者を洗い出す必要があります。又、使用はかりを「検査会場」へ持参することが困難な場合もあります。

従って、一つの事例として、直売所が「はかり」を一括購入して出荷者へ貸し出しを行い、定期検査は直売所の責任で一斉に受検する等、各出荷者の負担を軽減することで検査漏れ等の減少を図る改善策等の検討をお願いします。

ご要望・不明な点等が御座いましたら（社）福岡県計量協会 指定定期検査機関へお尋ね下さい

指定定期検査機関
社団法人 福岡県計量協会

TEL・FAX 092-939-2912（代）
TEL・FAX 092-939-2945（直）
事務局 黒田・大和

はかりの定期検査について

出荷者への注意事項

1. はかりは2年に1回検査を受けて下さい。

食品等を計量し、内容量を表示し販売するとき、使用するはかりについては、計量法により2年に1回定期検査を受けることが義務付けられています。(計量法第19条)
各出荷者には受検通知書が届きますので、県が告示した検査会場で検査手数料を納付され受検されるようお願いいたします。

**精米・豆類・粉類・漬け物・茶・香辛料・
もち・ハチミツ・味噌・食肉・干し椎茸・
ジャム等**

上記の食品であって内容量を表記して販売する場合。(はかり売り)
なお、単なる葉菜・根菜や魚介類等干し物などの盛り売り、姿売り
(一山・一袋・一缶・一束等の単位で取引)に目安計量で使用して
いる場合は、対象から除かれます。

2. 家庭用はかりは取引証明に使えません。



家庭用計量器の
マーク

直売所にて内容量を表示して食品を計量販売する人は、その計量には、取引証明用のはかりの使用が義務付けられています。

家庭用はかりで計量している人は、直売所に相談の上、検定証印等が附された取引証明用のはかりを使用してください。



はかりの定期検査について

商取引や病院(健康診断・調剤用はかり)、学校(体重測定用)等で使用するはかりは2年に1度の定期検査を受けることが法律(計量法)で義務付けられています。

この定期検査は、福岡県の委託を受けた指定定期検査機関(社)福岡県計量協会が集合検査で行います。

但し、次の該当市又ははかりについては検査対象から除かれます。

☆福岡市・北九州市・久留米市については、市独自で検査が行われます。

☆県に届け出た計量士の検査を受けた方(はかり)は、指定定期検査機関(社)福岡県計量協会の検査を受ける必要はありません。

○検査に合格したはかりには、右記の合格証が貼付されます。

合格証が貼付されていないはかりや定期検査を受検していないはかりは、商取引や証明行為(病院・学校等)に使用できませんので、必ず定期検査を受検して下さい。



○福岡県では、検査区域を次の通りに分け実施しています。

H22.1.1 現在

偶 数 年	大牟田市・直方市・柳川市・八女市・筑後市・大川市・みやま市・宮若市・豊前市・中間市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・宗像市・糸島市・福津市・筑紫郡・鞍手郡・八女郡・築上郡
奇 数 年	飯塚市・田川市・嘉麻市・朝倉市・行橋市・小郡市・古賀市・うきは市・糟屋郡・遠賀郡・嘉穂郡・朝倉郡・三井郡・三潞郡・田川郡・京都郡

○はかりは、検定証印、又は、基準適合証印の貼付されたものをご使用下さい！



○300kg以下のはかり

バネ式指示はかり、手動式はかり、電気式はかり等の運搬可能なはかりで最大の量(ひょう量)が300kg以下のはかりは集合検査会場へ持参して受検下さい！

○ひょう量が300kgを超えるはかりは、別途、協会事務局へ連絡下さい。所在場所又は持込にて検査を行います。

○高精度はかり(目量の数が6,000を超えるはかり)は、巡回検査を行います。(はかりの所在の場所まで出向いて検査を行います。)

○代検計量士が検査を行う場合、全ての種類所在場所で行います。(裏面に、県に届け出をしている代検計量士名簿を記載しております。)

検査に関するお問い合わせは！

指定定期検査機関 (社)福岡県計量協会

〒811-2302 福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈188-2 TEL/FAX 092-939-2945

福岡県届出代検計量士名簿

氏 名	住 所	電話(FAX)	携 帯 電 話
井上 博司	〒808-0022 北九州市若松区大字安瀬63-6 (有)井上計量内	093-771-3199 (093-771-3299)	090-3730-9386
押本 恵一 押本 篤	〒802-0052 北九州市小倉北区霧ヶ丘3-16-8 (株)大津屋計量センター内	093-921-7660 (093-921-7674)	090-1160-1121
森永 一弘	〒801-0864 北九州市門司区老松1-20 (株)生海商店内	093-331-3546 (093-331-3548)	090-8761-6245
守田 章	〒808-0027 北九州市若松区大字安瀬1-27 九州テクノス(株)内	093-751-5700 (093-751-5708)	090-1340-2312
西竹 啓介	〒804-0077 北九州市戸畑区牧山海岸3-10 東洋精工(株)内	093-871-5111 (093-871-5116)	090-4586-0175
清原 正英	〒820-0062 飯塚市目尾998-2 清原計量士事務所	0948-25-0515 (0948-25-0317)	090-1510-1960
小山田 寛司	〒812-0032 福岡市博多区石城町7-23 (財)日本穀物検定協会九州支部内	092-281-6571 (092-281-6580)	090-7442-7019
高野 正俊	〒812-0063 福岡市東区原田2-10-16		090-3604-4431
廣田 昌之	〒811-1103 福岡市早良区四箇6-11-12 (有)ヒロタ計量内	092-812-6117 (092-812-6833)	090-6429-4435
西川 裕人	〒836-0881 大牟田市米生町2-163-43 三池計量管理センター	0944-31-5809 (")	090-6293-1624
末崎 敬一 末崎 繁	〒839-0843 久留米市朝妻町13-35 (有)末崎計量器内	0942-43-4421 (0942-43-7800)	090-9584-1420 (末崎 敬一)
藤原 力和	〒847-0022 佐賀県唐津市鏡1350-4 藤原計量管理事務所	0955-77-2152 (0955-77-2153)	090-1518-0704
古賀 敬介	〒864-0054 熊本県荒尾市大正町2-2-23 古賀はかり製作所内	0968-62-0123 (0968-62-0162)	090-3193-3108
新 正美	〒860-0864 熊本県熊本市八景水谷3-13-13	096-343-2828	090-8667-8401
片桐 孝章	〒857-0852 佐世保市千尽町5-54 (有)片桐計量器店内	0956-31-1919 (0956-26-1734)	090-7927-1154

※代検査の要望は、(社)福岡県計量協会でも受け付けています。

指定定期検査機関
社団法人 福岡県計量協会

〒811-2302 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2
電話 (092)939-2945

※この情報は個人情報保護法等の趣旨に基づき、特定計量器定期検査業務以外には使用できません。

資料5 特定計量器定期検査手数料表

福岡県の定期検査条例手数料表（指定定期検査機関も同額）

特定計量器の種類	能力（ひょう量）	検査手数料（円）
①検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、 ひょう量が1 t 以下のもの 電気抵抗線式、 誘電式、 電磁式等	1 0 0 k g 以下	1, 4 0 0
	2 5 0 k g 以下	1, 8 0 0
	5 0 0 k g 以下	2, 2 0 0
	5 0 0 k g 超	3, 1 0 0
②棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち、 直線目盛のみがあるもの 棒はかり、 手はかり		2 5 0
①②に掲げるものの以外のもの ばね式指示はかり、 台手動はかり、 皿手動はかり、 指示併用はかり、 天びん等	1 0 0 k g 以下	5 0 0
	2 5 0 k g 以下	9 0 0
	5 0 0 k g 以下	1, 5 0 0
	1 t 以下	2, 1 0 0
	2 t 以下	3, 7 0 0
	5 t 以下	6, 9 0 0
	1 0 t 以下	1 0, 7 0 0
	2 0 t 以下	1 5, 0 0 0
	3 0 t 以下	1 9, 1 0 0
	4 0 t 以下	2 1, 6 0 0
	5 0 t 以下	2 9, 8 0 0
	5 0 t 超	5 1, 2 0 0
分銅及びおもり		1 0

※ 最小の目量又は表記された感量がひょう量の10, 000分の1未満のものにあつては、2倍の金額となります。

※所在場所検査の場合、職員旅費等が別途必要になります。